

---

令和7年度版

# 後期高齢者医療の事業概要

---

宮城県後期高齢者医療広域連合

# 目 次

---

<b>I 制度の状況及び概要</b>	<b>1</b>
1. 被保険者数の推移	2
(1) 令和6年度までの被保険者数の推移（実計値）	2
(2) 将来の75歳以上人口の推移（推計値）	3
(3) 宮城県の被保険者数の状況（令和7年3月31日現在）	3
2. 資格確認書	5
(1) 資格確認書	5
(2) 自己負担限度額	5
3. マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）	6
(1) マイナ保険証の運用	6
(2) マイナ保険証を使うメリット	6
(3) マイナ保険証の登録方法、マイナ保険証に関する相談	6
4. 保険料の決定方法	7
(1) 医療費と保険料	7
(2) 保険料率の決定（改定）	7
5. 保険料の賦課・収納状況	8
(1) 保険料の軽減制度	8
(2) 令和6年度保険料均等割軽減の状況	9
(3) 令和6年度保険料賦課額と収納の状況（令和7年5月末時点）	9
(4) 保険料の納付方法	10
<b>II 事業概要及び実績</b>	<b>11</b>
1. 令和6年度保険給付の状況	12
(1) 保険給付費	12
(2) 保険給付費の年度ごとの推移（平成20年度～令和6年度）	12
2. 後期高齢者1人当たりの年間医療費	14
3. 保健事業	16
(1) 健康診査事業	16
(2) 歯科健診事業	16
(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	18

4. 医療費適正化事業	19
(1) ジェネリック医薬品希望シールの配布	19
(2) ジェネリック医薬品差額通知	19
(3) 医療費通知	20
5. 広報事業	21
III 令和7年度予算	23
1. 一般会計予算（令和7年8月31日現在）	24
2. 後期高齢者医療特別会計予算（令和7年8月31日現在）	25



# I 制度の状況及び概要

---

平成 20 年度に「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を実施するために後期高齢者医療制度が創設され、18年目を迎えました。今後も人口減少・少子高齢化が進むとともに、被保険者数は増加する見込みとなっています。

令和6年12月2日からは新規の被保険者証（保険証）の発行が廃止され、マイナ保険証の本格的な運用に移行し、被保険者証に代わり、資格確認書の交付が開始されています。

後期高齢者医療制度は、県内の各市町村にご協力を頂きながら各都道府県の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）が運営を行っています。

## 1. 被保険者数の推移

### (1) 令和6年度までの被保険者数の推移（実計値）

宮城県の後期高齢者医療制度の被保険者数は、令和6年度末には352,529人となって います。制度発足当時の平成20年度当初（248,434人）と比較すると、17年間で 104,095人（約41.9%）増加しています。

年 度 (年度末時点)	被保険者数	増減数 (前年比較)	資格別内訳	
			75歳以上	※65～74歳
平成20年度	254,946人	6,512人	246,617人	8,329人
平成21年度	263,272人	8,326人	255,791人	7,481人
平成22年度	267,551人	4,279人	260,968人	6,583人
平成23年度	270,986人	3,435人	265,190人	5,796人
平成24年度	278,465人	7,479人	273,364人	5,101人
平成25年度	282,388人	3,923人	277,659人	4,729人
平成26年度	287,003人	4,615人	282,690人	4,313人
平成27年度	292,823人	5,820人	288,907人	3,916人
平成28年度	299,262人	6,439人	295,663人	3,599人
平成29年度	304,562人	5,300人	301,168人	3,394人
平成30年度	312,117人	7,555人	308,813人	3,304人
令和元年度	315,667人	3,550人	312,297人	3,370人
令和2年度	314,454人	△1,213人	311,085人	3,369人
令和3年度	318,191人	3,737人	314,973人	3,218人
令和4年度	329,951人	11,760人	327,126人	2,825人
令和5年度	341,395人	11,444人	338,860人	2,535人
令和6年度	352,529人	11,134人	350,287人	2,242人

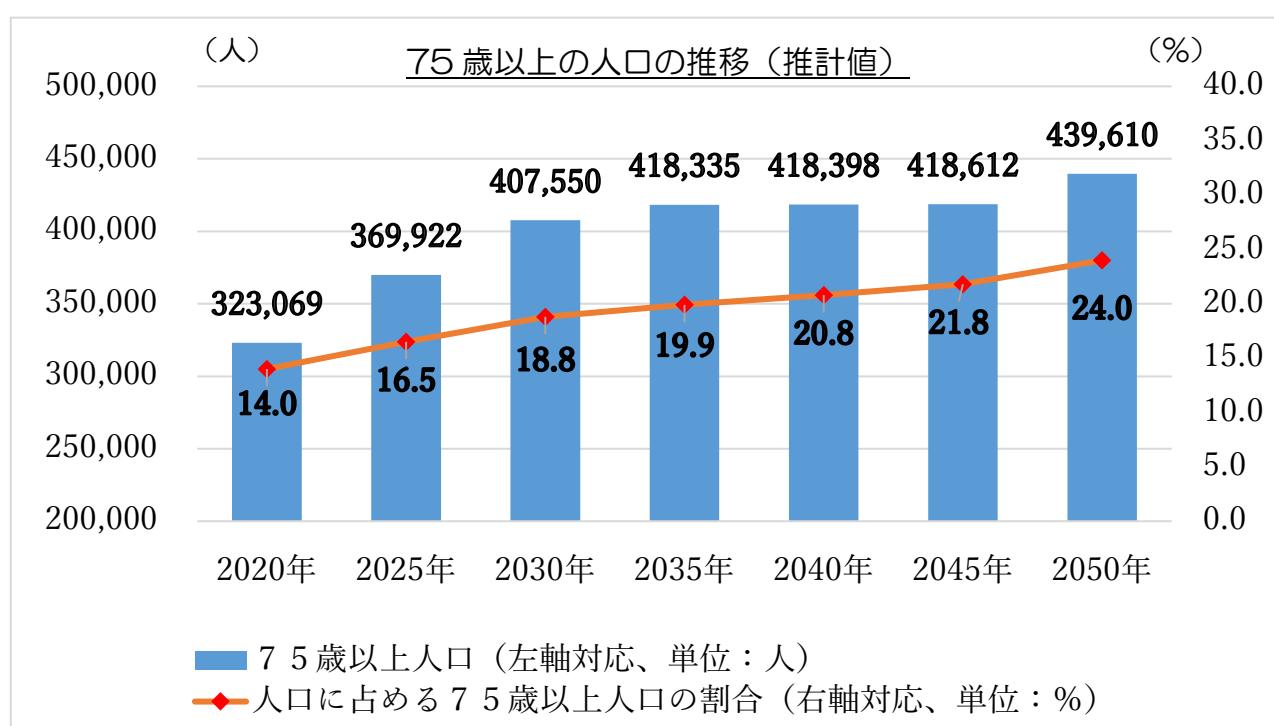
※一定の障害がある65歳～74歳の方も、広域連合の認定を受けた場合、制度の対象となります。

## (2) 将来の75歳以上人口の推移（推計値）

年 度	75歳以上人口
令和 2(2020)年	323,069 人
令和 7(2025)年	369,922 人
令和 12(2030)年	407,550 人
令和 17(2035)年	418,335 人
令和 22(2040)年	418,398 人
令和 27(2045)年	418,612 人
令和 32(2050)年	439,610 人

宮城県の75歳以上人口は、今後も増加傾向が続き、2050年には439,610人まで増加すると見込まれております。

(出典)  
国立社会保障・人口問題研究所  
『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』



## (3) 宮城県の被保険者数の状況（令和7年3月31日現在）



宮城県の住民基本台帳人口

2,214,330人

前年度比 △16,328人(伸び率 △0.73%)

宮城県内被保険者数

352,529人

前年度比 +11,134人(伸び率 +3.26%)

住民基本台帳人口に占める被保険者数の割合

15.92%

前年度比 +0.62%

**(参考) 市町村別被保険者数と住民基本台帳に占める被保険者数の割合**

※令和7年3月31日現在・被保険者数の割合順

	市町村	住民基本台帳人口に占める被保険者数の割合(%)	被保険者数	住民基本台帳人口
1	七ヶ宿町	27.23 %	323 人	1,186 人
2	丸森町	25.01 %	2,863 人	11,449 人
3	気仙沼市	24.37 %	13,577 人	55,716 人
4	女川町	24.36 %	1,406 人	5,771 人
5	山元町	24.30 %	2,768 人	11,393 人
6	松島町	23.49 %	3,017 人	12,842 人
7	栗原市	23.10 %	13,843 人	59,938 人
8	南三陸町	22.29 %	2,545 人	11,417 人
9	蔵王町	21.90 %	2,374 人	10,839 人
10	涌谷町	21.13 %	2,992 人	14,159 人
11	角田市	20.82 %	5,466 人	26,249 人
12	加美町	20.81 %	4,325 人	20,782 人
13	白石市	20.80 %	6,318 人	30,370 人
14	大郷町	20.72 %	1,540 人	7,432 人
15	川崎町	20.68 %	1,620 人	7,833 人
16	村田町	20.02 %	1,953 人	9,756 人
17	石巻市	19.87 %	26,125 人	131,477 人
18	美里町	19.83 %	4,503 人	22,707 人
19	色麻町	19.57 %	1,186 人	6,061 人
20	登米市	19.51 %	13,926 人	71,370 人
21	塩竈市	19.47 %	10,033 人	51,533 人
22	七ヶ浜町	17.91 %	3,127 人	17,458 人
23	亘理町	17.78 %	5,804 人	32,646 人
24	東松島市	16.93 %	6,376 人	37,669 人
25	柴田町	16.82 %	6,087 人	36,182 人
26	大崎市	16.76 %	20,318 人	121,226 人
27	大衡村	16.51 %	907 人	5,495 人
28	大河原町	15.88 %	3,688 人	23,217 人
29	岩沼市	14.92 %	6,410 人	42,960 人
30	多賀城市	13.88 %	8,526 人	61,422 人
31	仙台市	13.65 %	144,664 人	1,060,008 人
32	利府町	12.70 %	4,544 人	35,789 人
33	名取市	12.61 %	10,048 人	79,705 人
34	大和町	12.00 %	3,344 人	27,862 人
35	富谷市	11.42 %	5,983 人	52,411 人
	合計	15.92 %	352,529 人	2,214,330 人

## 2. 資格確認書

### (1) 資格確認書

従来の健康保険証は、法改正に伴い、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりましたが、資格確認書でこれまでどおり医療費の一部の負担で医療機関等にかかることができます。

後期高齢者については、ITに不慣れなどの理由により、令和8年7月まで、すべての被保険者へ「資格確認書」を交付することとしておりますが、令和8年8月以降は、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付することとなっています。

医療機関等の窓口で支払う医療費の負担割合は、所得に応じて、1割、2割、3割のいずれかになります。資格確認書を医療機関等の窓口に提示すると、かかった医療費の一部の負担で医療が受けられます。資格確認書は被保険者1人に1枚交付され、有効期間は「令和8年7月31日」です。

※窓口負担判定方法は、「令和7年度後期高齢者医療制度のご案内」に記載しております。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 8 年 7 月 31 日 交付年月日 令和 7 年 8 月 1 日	
被保険者番号	01234567
被保険者 住 所	仙台市青葉区上杉1丁目2番3号
被保険者 氏 名	広域 太郎
被保険者 生年月日	昭和 25 年 4 月 25 日
被保険者 資格取得年月日	令和 7 年 4 月 25 日
被保険者 負担割合 登録期日	1割 令和 7 年 4 月 25 日
被保険者 限度区分 登録期日	
被保険者 特定疾患区分 登録期日	
被保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	39040000 宮城県 後期高齢者医療広域連合 印

### (2) 自己負担限度額

下記負担割合に該当される方は、市区町村窓口で申請を行い、限度区分が記載された資格確認書の交付を受けることができます。

また、マイナ保険証をお使いの方は、原則、申請なしに限度額を適用することができます。

この限度区分が記載された資格確認書を医療機関等の窓口に提示することで、支払額をそれぞれの自己負担限度額に留め、医療費の窓口負担を抑えることができます。

くわしくは、別途市区町村から送付されるリーフレットまたは広域連合ホームページをご覧ください。

#### 自己負担限度額を適用できる方

- ・3割負担の方のうち、限度区分が現役Ⅰまたは現役Ⅱに該当する方
- ・1割負担の方のうち、限度区分が区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

### 3. マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）

#### （1）マイナ保険証の運用

##### マイナ保険証（マイナンバーカード）

マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

マイナ保険証を利用してことで、これまでよりも正確な本人確認や過去の医療情報の提供に関する同意取得等を行うことができ、より良い医療を受けることができます。



#### （2）マイナ保険証を使うメリット

- ① よりよい医療が可能に
- ② 自身の健康管理に役立つ
- ③ オンラインで医療費控除の手続きがより簡単に
- ④ 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に
- ⑤ 医療保険の資格確認がスムーズに
- ⑥ 医療費事務のコストを削減
- ⑦ 健康保険証の切り替え等が簡素化されます

#### （3）マイナ保険証の登録方法、マイナ保険証に関する相談

マイナンバーカードをお持ちでない方は  
健康保険証登録の前にカードの申請が必要です

##### ■3つの方法で申請できます

- ① パソコン・スマートフォンで申請
- ② 郵便で申請
- ③ まちなかの証明用写真機で申請



マイナンバーカードをお持ちの方は  
下記の方法により健康保険証として登録できます

##### ■3つの方法で登録できます

- ① パソコン・スマートフォンから  
「マイナポータル」で登録
- ② セブン銀行ATMで登録
- ③ 医療機関・薬局の受付で登録



## 4. 保険料の決定方法

### (1) 医療費と保険料

医療費は、被保険者が医療機関等で支払う「窓口負担(自己負担額)」と、保険から給付される「保険給付費」で構成されています。この「保険給付費」のうち、約5割を国と地方自治体(税金など)で、約4割を後期高齢者支援金(現役世代の方の保険料)で負担し、残りの約1割を被保険者の保険料で負担します。

保険給付費の多くが公費と現役世代からの支援金で賄われている医療制度となっています。

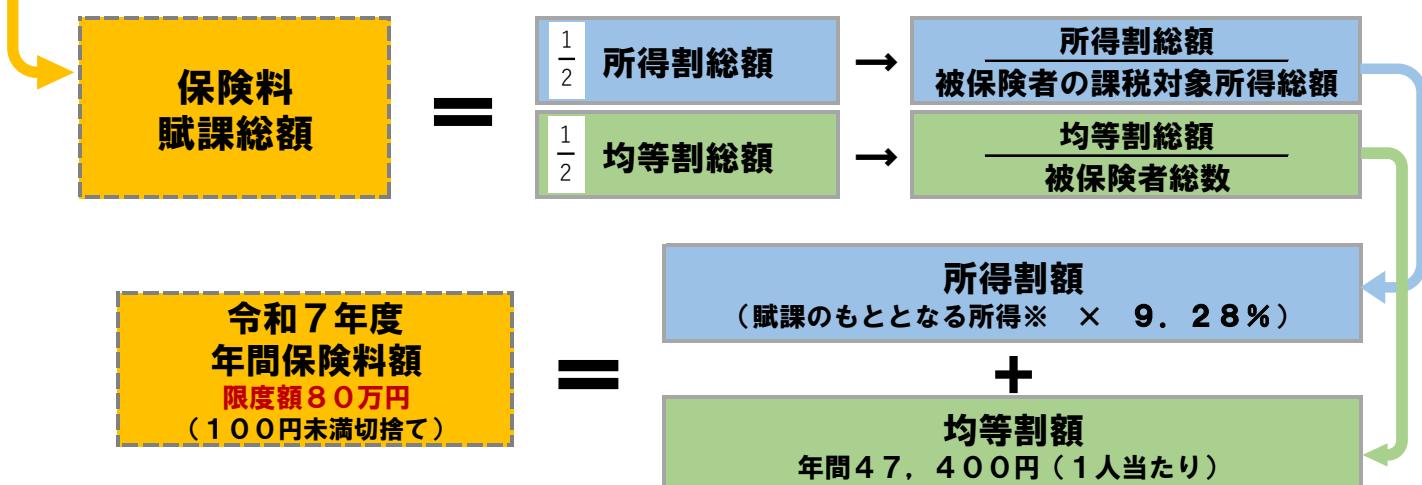


### (2) 保険料率の決定 (改定)

後期高齢者医療制度の保険料は、広域連合の条例で保険料率を定めて決定します。

この保険料は、被保険者の所得をもとに計算される「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」から構成され、被保険者一人一人に納めていただきます。

また、2年に一度、保険料率の改定を行っており、次回改定は令和8年度となります。その際に、今後2か年分の医療費を予測し、収支の均衡が図れるよう保険料率を設定します。



※「賦課のもととなる所得」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額(退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額)の合計から、基礎控除額を控除した額です(ただし、繰越純損失額は控除されますが、繰越雑損失額は控除されません。)。

## 5. 保険料の賦課・収納状況

### (1) 保険料の軽減制度

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得が基準よりも低い場合や、会社の健康保険などの被扶養者であった方は、保険料均等割額が軽減されます。

令和7年度均等割基準額

(均等割額：47,400円)

均等割額 軽減割合	軽減後の1人当たり 年間均等割額	同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得の合計額
7割軽減	14,220円	43万円+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)以下の世帯
5割軽減	23,700円	43万円+30万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割軽減	37,920円	43万円+56万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※給与所得者等とは、①一定額(55万円)を超える給与収入がある方、②一定額(65歳未満は60万円、65歳以上は125万円)を超える公的年金等収入があり給与所得がない方です。

### 保険料軽減措置のイメージ

(妻の年金収入 125万円以下の夫婦世帯の例)

#### 【参考事例】

夫の年金収入が168万円の場合

#### 【7割軽減該当】

年金収入 - 110万円(年金控除額)  
- 15万円(特別控除額)  
= 43万円

→7割軽減の基準額(43万円)  
以下のため均等割軽減割合は7割

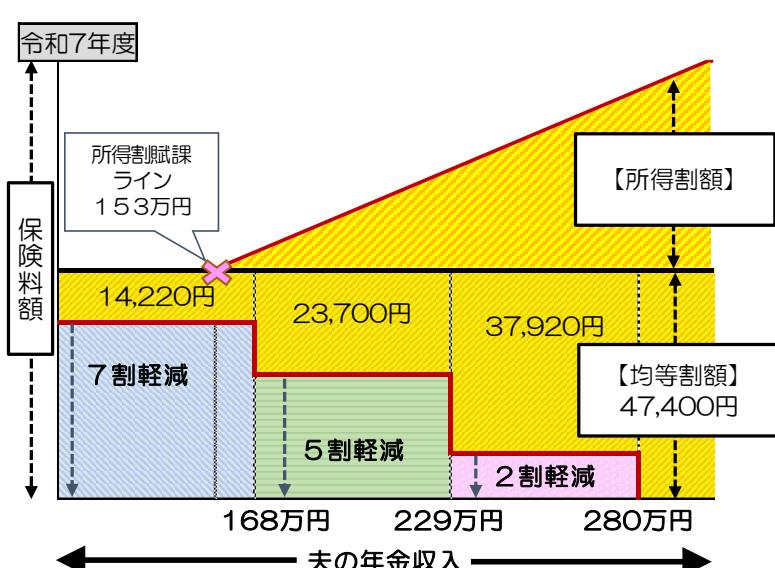
夫の年金収入が281万円の場合

#### 【軽減非該当】

年金収入 - 110万円(年金控除額)  
- 15万円(特別控除額)  
= 156万円

→2割軽減の基準額(155万円)

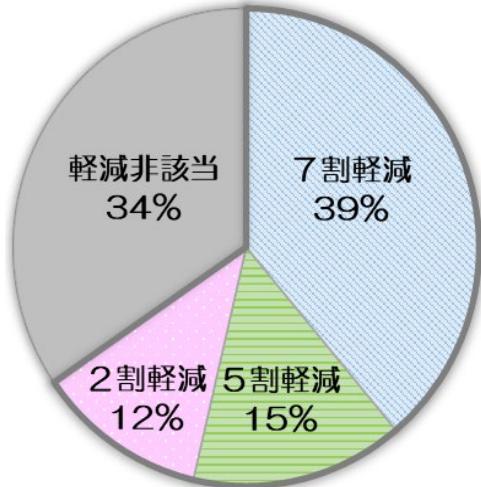
を超えるため均等割軽減は非該当



## (2) 令和6年度保険料均等割軽減の状況

令和6年度（令和7年3月異動賦課時）の保険料軽減対象者は、242,863人です。

軽減割合等		軽減者数	軽減後の均等割額
軽均等種割額の 割類額	7割軽減	144,357人	14,220円
	5割軽減	54,782人	23,700円
	2割軽減	43,724人	37,920円
小計		242,863人	—
軽減非該当		129,303人	—
合計		371,166人	—



令和6年度における特例として、要件に該当する場合は賦課限度額及び所得割額が軽減されました。

### 賦課限度額の軽減措置

要件	対象者数（人）	超過額（円）
令和6年3月以前に加入した方は、 限度額が73万円（本来は80万円）	3,202	211,484,855

### 所得割額の軽減措置

要件	対象者数（人）	超過額（円）
賦課のもととなる所得が58万円以下の方は、 所得割率8.72%（本来は、9.28%）	43,996	73,134,677

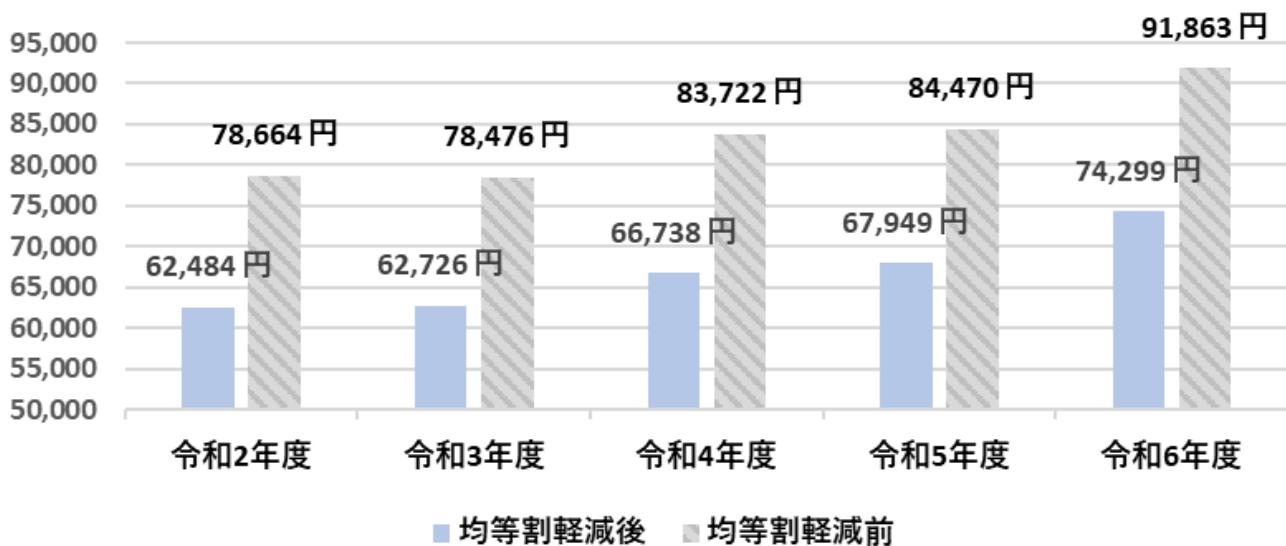
※所得割率を8.72%へ引き下げたことに伴う本来の所得割率9.28%との差額

## (3) 令和6年度保険料賦課額と収納の状況（令和7年5月末時点）

1人当たりの平均保険料賦課額は年々増加しています。医療給付費の増加とともに、1人当たりの平均保険料賦課額も増加していくことが見込まれます。

賦課額（A）	収納額（B）	未納額（A-B）	収納率 (B) / (A)
262億3,055万8千円	260億9,792万2千円	1億3,263万6千円	99.49%
うち特別徴収 157億531万3千円			100%
うち普通徴収 105億2,524万5千円		1億3,263万6千円	98.74%

(参考) 1人当たりの平均保険料賦課額 (各年度の確定賦課時点)



#### (4) 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、年金から保険料が天引きされる「特別徴収」と、口座振替や納付書で納めていただく「普通徴収」があります。原則は「特別徴収」ですが、資格を取得してからの一定期間や年金の受給状況により「普通徴収」となる場合があります。「普通徴収」となる方については、納め忘れや手間のない口座振替での納付を勧奨しております。

口座振替が簡単！  
便利！

ポイント① 納め忘れがなくなる

ポイント② 納付に行く手間がなくなる

申し込み方法

- ・対応金融機関または市町村窓口で申し込み
- ・インターネットから申し込み
- ・申請依頼書を市町村へ郵送して申し込み

※対応金融機関及び申込み方法は市町村ごとに異なります。



## Ⅱ 事業概要及び実績

---

高齢化が進むにつれて、保険給付費は年々増加しています。広域連合では、医療費の負担軽減を図るため、医療費適正化事業を行っています。

また、健康を保持し、病気を事前に予防するための保健事業を併せて実施しています。

そのほか後期高齢者医療制度に関するリーフレットやポスターを作成し、制度の周知を行っています。

## 1. 令和6年度保険給付の状況

### (1) 保険給付費

保険給付費は、主に医療給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費などがこれに該当します。その中でも医療給付費（被保険者が自己負担額を医療機関の窓口で支払い、残りの医療費を広域連合が負担したもの）の割合が最も高く、令和6年度実績では保険給付費全体の約96%を医療給付費が占めています。

### (2) 保険給付費の年度ごとの推移（平成20年度～令和6年度）

○保険給付費は、高齢化が進むとともに、年々増加しています。（令和2年度は、新型コロナ等の影響から減少に転じていますが、増加傾向が続くと予想されます。）

○制度発足当時の平成20年度の保険給付費は1,644億円でしたが、令和6年度には2,795億円となっており、17年間で約1.7倍となっています。



## 保険給付費の内訳（令和6年度決算値）

種 別	内訳種別	件数	保険給付費
(1)医療給付費 ※1	医科	5,559,443 件	2,099 億 8,264 万 8,933 円
	歯科	897,538 件	99 億 2,909 万 8,020 円
	調剤	4,019,522 件	447 億 5,515 万 2,473 円
	食事療養費 ※3	213,063 件	30 億 7,145 万 1,807 円
	医療給付費計	10,476,503 件	2,687 億 3,835 万 1,233 円
(2)療養費 ※2	療養費	10,039 件	1 億 8,962 万 3,119 円
	はり灸・マッサージ	40,731 件	10 億 2,562 万 955 円
	柔道整復	84,425 件	4 億 9,498 万 4,245 円
	療養費計	135,195 件	17 億 1,022 万 8,319 円
(3)訪問看護療養費 ※4		27,201 件	42 億 3,107 万 8,909 円
(4)移送費 ※5		2 件	35 万 1,600 円
(5)審査支払手数料		10,621,796 件	6 億 8,260 万 4,400 円
	療養諸費計	21,260,697 件	2,753 億 6,261 万 4,461 円
(6)高額療養費 ※6	高額療養費	578,282 件	26 億 8,025 万 7,268 円
	外来年間合算	2,903 件	8,788 万 3,823 円
(7)高額介護合算 ※7		20,377 件	2 億 5,651 万 5,941 円
	高額療養諸費計	601,562 件	30 億 2,465 万 7,032 円
(8)葬祭費 ※8		21,357 件	10 億 6,785 万円
(9)傷病手当金 ※9		0 件	0 円
	保険給付費合計	21,883,616 件	2,794 億 5,512 万 1,493 円

※1 被保険者が自己負担額を医療機関の窓口で支払い、残りの医療費を広域連合が負担したもの。

※2 被保険者が施術機関等へ自己負担額または全額を支払い、後日、申請することで、広域連合が差額分を払い戻したもの。

※3 食事療養費の件数は、再掲のため医療給付費計に含まれておりません。

※4 被保険者が、医師が必要と認めて訪問看護を利用した際に、自己負担額以外を広域連合が負担したもの。

※5 移動が困難な被保険者が、医師の指示で、転院などの緊急移動費用がかかったときの費用全額を広域連合が支給したもの。

※6 被保険者が、医療機関などで支払った自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に、その超えた分を広域連合が支給したもの。

※7 医療と介護の両方の自己負担額を世帯で合算し、基準額を超えた場合、超えた分を広域連合が支給したもの。

※8 葬祭を行った方（喪主）または火葬のみを行った方へ 5 万円（1 人当たり）支給したもの。

※9 給与等の支払を受けている被保険者の方が新型コロナウィルス感染症に感染または感染疑いのため勤務ができず、給与等を受けることができなかった場合に支給したもの。

## 2. 後期高齢者 1 人当たりの年間医療費

後期高齢者 1 人当たりの年間の医療費は、下のグラフのとおり令和元年度まで増加傾向でしたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大があり、前年度より減少しています。

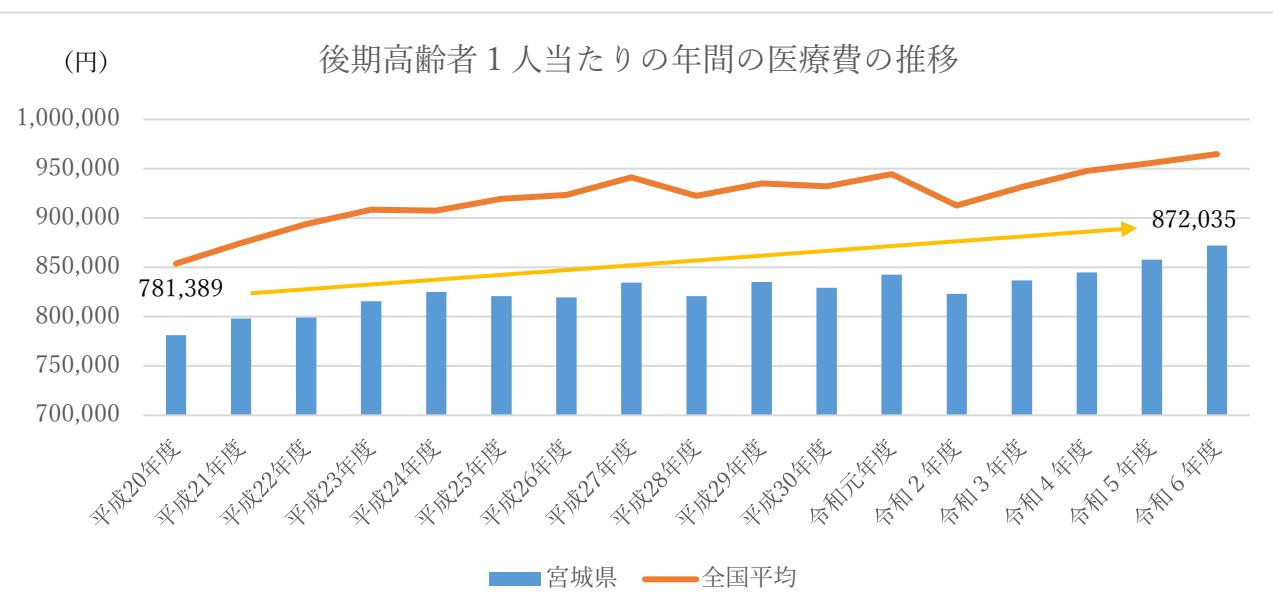
令和6年度の宮城県の1人当たりの年間医療費は、全国平均値よりも92,870円低くなっています。これについては、様々な理由が考えられますが、宮城県では、西日本などに比べて病床数（ベッド数）がやや少ないため、病気になった際に入院治療よりも在宅治療を選択する場合が比較的多いことなどが理由の一つと考えられます。

また、制度発足当時の平成20年度から過去17年間の1人当たりの年間医療費の伸び率について、全国平均と宮城県を比較すると、全国平均は約13%増であるのに対し、宮城県は約11.6%増となっており、全国平均の伸び率が大きくなっています。

各都道府県の後期高齢者 1 人当たりの年間の医療費については、次ページをご覧ください。

後期高齢者 1 人当たりの年間の医療費の推移

年度	宮城県	全国平均	年度	宮城県	全国平均
平成20年度	781,389円	853,767円	平成29年度	835,160円	935,255円
平成21年度	798,219円	874,915円	平成30年度	829,327円	932,054円
平成22年度	799,256円	893,918円	令和元年度	842,538円	944,656円
平成23年度	815,725円	908,543円	令和2年度	822,992円	912,746円
平成24年度	825,111円	907,497円	令和3年度	836,915円	931,606円
平成25年度	820,768円	919,610円	令和4年度	844,994円	947,672円
平成26年度	819,662円	923,576円	令和5年度	857,979円	955,904円
平成27年度	834,557円	941,240円	令和6年度	872,035円	964,905円
平成28年度	820,968円	922,352円			



## 後期高齢者一人当たり医療費の都道府県順位（単位：円）

令和6年度、宮城県は全国35位です。

令和5年度				令和6年度			
順位	都道府県	一人当たり 医療費	全国平均=100とした指数	順位	都道府県	一人当たり 医療費	全国平均=100とした指数
(円)				(円)			
1	福岡県	1,181,148	123.6	1	福岡県	1,181,821	122.5
2	高知県	1,157,787	121.1	2	高知県	1,160,208	120.2
3	鹿児島県	1,125,964	117.8	3	鹿児島県	1,138,126	118.0
4	佐賀県	1,104,298	115.5	4	熊本県	1,104,673	114.5
5	長崎県	1,092,064	114.2	5	佐賀県	1,101,325	114.1
6	熊本県	1,091,033	114.1	6	大阪府	1,094,334	113.4
7	大阪府	1,080,181	113.0	7	長崎県	1,089,869	113.0
8	徳島県	1,076,334	112.6	8	北海道	1,084,407	112.4
9	北海道	1,075,447	112.5	9	徳島県	1,075,296	111.4
10	大分県	1,067,731	111.7	10	大分県	1,074,878	111.4
11	広島県	1,057,606	110.6	11	広島県	1,064,060	110.3
12	沖縄県	1,049,283	109.8	12	沖縄県	1,055,143	109.4
13	山口県	1,036,729	108.5	13	京都府	1,042,868	108.1
14	京都府	1,027,456	107.5	14	山口県	1,041,417	107.9
15	兵庫県	1,025,455	107.3	15	兵庫県	1,034,149	107.2
16	岡山県	994,065	104.0	16	岡山県	1,004,520	104.1
17	石川県	990,505	103.6	17	石川県	993,728	103.0
18	香川県	986,900	103.2	18	香川県	986,991	102.3
19	愛知県	973,375	101.8	19	和歌山県	976,886	101.2
20	愛媛県	963,121	100.8	20	東京都	976,279	101.2
21	東京都	960,540	100.5	21	愛知県	974,489	101.0
22	和歌山県	960,509	100.5	22	奈良県	965,108	100.0
23	島根県	950,727	99.5	23	鳥取県	962,435	99.7
24	鳥取県	950,217	99.4	24	愛媛県	962,309	99.7
25	奈良県	946,495	99.0	25	島根県	958,972	99.4
26	富山県	940,384	98.4	26	富山県	942,743	97.7
27	滋賀県	937,795	98.1	27	滋賀県	941,692	97.6
28	宮崎県	931,374	97.4	28	宮崎県	938,806	97.3
29	福井県	916,495	95.9	29	福井県	926,545	96.0
30	神奈川県	893,364	93.5	30	神奈川県	905,251	93.8
31	岐阜県	879,177	92.0	31	岐阜県	885,801	91.8
32	三重県	871,542	91.2	32	三重県	883,624	91.6
33	山梨県	868,345	90.8	33	山梨県	875,733	90.8
34	群馬県	867,624	90.8	34	群馬県	873,493	90.5
35	長野県	858,809	89.8	35	宮城県	872,035	90.4
36	宮城県	857,979	89.8	36	埼玉県	866,344	89.8
37	山形県	854,574	89.4	37	長野県	865,792	89.7
38	茨城県	852,045	89.1	38	山形県	858,902	89.0
39	埼玉県	851,283	89.1	39	静岡県	852,990	88.4
40	静岡県	842,735	88.2	40	茨城県	852,816	88.4
41	栃木県	841,704	88.1	41	千葉県	852,749	88.4
42	千葉県	838,769	87.7	42	栃木県	844,571	87.5
43	福島県	827,235	86.5	43	福島県	832,394	86.3
44	青森県	823,631	86.2	44	青森県	820,915	85.1
45	秋田県	813,090	85.1	45	秋田県	817,696	84.7
46	岩手県	779,423	81.5	46	岩手県	789,294	81.8
47	新潟県	767,567	80.3	47	新潟県	776,406	80.5
-	全国平均	955,904	100.0	-	全国平均	964,905	100.0
最大/最小		1.54倍		最大/最小		1.52倍	

出典：公益社団法人国民健康保険中央会 医療費速報 参考資料（令和6年度）

### 3. 保健事業

#### (1) 健康診査事業

被保険者が自身の健康状態を把握することにより、生活習慣病等の早期発見を促し、健康の保持・増進を図るために、広域連合では、被保険者を対象とした健康診査を毎年度市町村へ委託して行っております。

##### 健康診査の項目

区分	検査項目
基本項目	問診
	脂質
	肝機能
	代謝系
	尿・腎機能
	検査
	計測
詳細項目	貧血検査 (血液一般)
	心機能
	眼底検査
	クレアチニン検査

#### (2) 歯科健診事業

うがいや歯磨き、入れ歯の掃除などを行い、口の中を清潔に保つことによって、「**誤嚥性肺炎**」など高齢者に多く発生する病気を予防することができます。

広域連合では、このような病気の予防のために平成22年度から無料で歯科健診（歯と口腔衛生状態の確認や歯磨き指導など）を実施しております。健診結果は歯科医師からの説明を受けながら、健診当日に手渡されます。



##### 【令和7年度の実施状況】

◎対象者：昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれの方

◎健診の期間：令和7年8月1日から11月29日まで

◎歯科医院数：757医院

##### 【令和6年度の実施結果（決算値）】

◎受診率：18.1%

◎受診者数：5,926人（対象者32,745人）

※誤嚥性肺炎とは…物を飲み込む働きを「嚥下機能」、口から食道へ入るものが気管に入るこ  
とを「誤嚥」と言います。誤嚥性肺炎は、嚥下機能障害により唾液や食物、胃液など一緒に細  
菌が気道に誤って入ることにより発症します。

## 参考

## 【県内市町村別健康診査受診率の状況】

No.	市町村名	令和5年度				令和6年度			
		対象者数 A (人)	受診者数 B (人)	受診率 B/A	順位	対象者数 A (人)	受診者数 B (人)	受診率 B/A	順位
1	仙台市	123,605	41,718	33.8%	8	129,049	44,754	34.7%	8
2	石巻市	22,993	6,634	28.9%	16	23,634	7,156	30.3%	17
3	塩竈市	9,276	2,134	23.0%	29	9,087	2,273	25.0%	28
4	気仙沼市	12,193	2,974	24.4%	24	12,688	3,305	26.0%	25
5	白石市	5,617	1,297	23.1%	28	5,659	1,399	24.7%	30
6	名取市	8,522	3,788	44.4%	5	8,914	4,043	45.4%	5
7	角田市	4,554	1,110	24.4%	25	4,786	1,349	28.2%	22
8	多賀城市	7,422	2,209	29.8%	12	7,694	2,412	31.3%	13
9	岩沼市	5,415	1,381	25.5%	21	5,742	1,624	28.3%	20
10	登米市	12,675	3,690	29.1%	15	12,779	4,114	32.2%	12
11	栗原市	12,511	2,712	21.7%	32	12,616	2,916	23.1%	32
12	東松島市	5,494	1,603	29.2%	14	5,752	1,772	30.8%	15
13	大崎市	18,407	3,887	21.1%	33	18,907	4,638	24.5%	31
14	富谷市	4,860	2,187	45.0%	4	5,267	2,423	46.0%	4
15	蔵王町	2,061	409	19.8%	34	2,094	460	22.0%	34
16	七ヶ宿町	295	161	54.6%	1	335	172	51.3%	2
17	大河原町	3,327	1,723	51.8%	2	3,465	1,898	54.8%	1
18	村田町	1,700	476	28.0%	19	1,757	515	29.3%	19
19	柴田町	5,409	1,774	32.8%	9	5,708	1,857	32.5%	11
20	川崎町	1,392	574	41.2%	6	1,433	627	43.8%	6
21	丸森町	2,417	566	23.4%	27	2,445	609	24.9%	29
22	亘理町	5,075	1,430	28.2%	17	5,316	1,595	30.0%	18
23	山元町	2,468	731	29.6%	13	2,506	776	31.0%	14
24	松島町	2,661	637	23.9%	26	2,732	764	28.0%	23
25	七ヶ浜町	2,748	716	26.1%	20	2,825	798	28.2%	21
26	利府町	3,715	1,119	30.1%	11	3,948	1,306	33.1%	9
27	大和町	2,871	894	31.1%	10	2,967	971	32.7%	10
28	大郷町	1,305	367	28.1%	18	1,342	410	30.6%	16
29	大衡村	711	281	39.5%	7	763	317	41.5%	7
30	色麻町	995	243	24.4%	23	1,034	268	25.9%	26
31	加美町	3,867	646	16.7%	35	3,759	749	19.9%	35
32	涌谷町	2,639	586	22.2%	30	2,716	685	25.2%	27
33	美里町	4,082	1,016	24.9%	22	4,229	1,104	26.1%	24
34	女川町	1,281	611	47.7%	3	1,282	618	48.2%	3
35	南三陸町	2,220	490	22.1%	31	2,256	520	23.0%	33
合計		306,783	92,774	30.2%	-	317,486	101,197	31.9%	-

※対象者数は、実施年度の4月1日現在

### (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、高齢者的心身の多様な課題に対応したきめ細かい支援を行い、高齢者の健康増進を図ることを目的として実施するものです。

本事業は令和2年度から市町村に委託して実施しており、宮城県では令和6年度から全35市町村が事業を実施しております。

広域連合では、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）及び通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）の事業を実施する日常生活圏域数に応じて、市町村に委託事業費を交付しております。

#### 【令和7年度実施状況】（複数取組市町村あり）

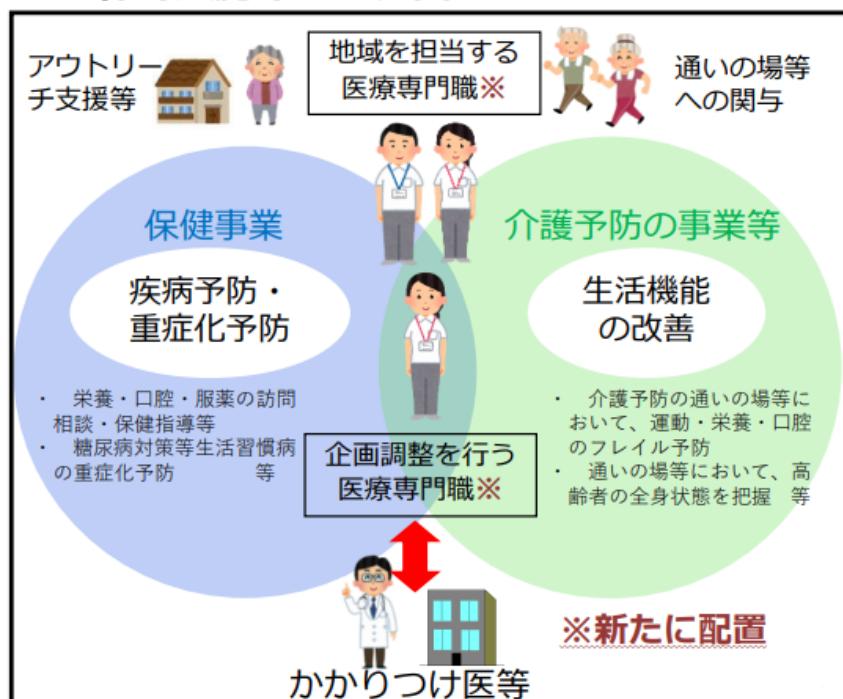
##### ハイリスクアプローチ取組事業内訳

低栄養	1か所
口腔	1か所
服薬（重複投薬・多剤投与等）	1か所
身体的フレイル	1か所
生活習慣病重症化予防	18か所
糖尿病性腎症重症化予防	22か所
健康状態不明者対策	22か所

##### ポピュレーションアプローチ取組事業内訳

健康教育・健康相談	35か所
フレイル状態の把握	26か所
気軽に相談できる環境づくり	9か所

#### ▼一体的実施イメージ図



（出典）厚生労働省：高齢者の保健事業 基礎資料集より

## 4. 医療費適正化事業

被保険者が必要に応じて適切な医療を受けることができる体制を構築することは保険者である広域連合の責務であり、また、今後、被保険者が増加していく中、持続可能な制度を堅持するためにも医療費の適正化を図ることが求められています。

広域連合では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を推進することにより、医療費の削減に努めております。また、被保険者へ医療費を年1回通知し、受診状況を確認いただくと共に、健康に対する意識の高揚を図っております。

### (1) ジェネリック医薬品希望シールの配布

ジェネリック医薬品には、先発医薬品と同等の効能があり、価格が先発医薬品に比べて安いであるという特徴があります。よって、ジェネリック医薬品の使用により、お薬代の自己負担額軽減や医療保険財政改善が期待されます。

広域連合では、被保険者が医療機関で相談しやすいよう、資格確認書送付時に「ジェネリック医薬品希望シール」を同封し、配布しております。（配布実績：約36万枚）



ジェネリック医薬品希望シールのイメージ

希望者は、資格確認書やお薬手帳の余白部分に貼付して使用

### (2) ジェネリック医薬品差額通知

広域連合では、令和6年4月に処方された先発医薬品からジェネリック医薬品へ切り替えた際に、お薬代の負担がどのくらい減るか（自己負担額の差額）をお知らせする「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付しております。

被保険者は、通知書を基に医師・薬剤師等へ薬剤の切替えを相談し、お薬代の自己負担軽減を行うきっかけを持つことができます。

令和6年度のジェネリック医薬品への切替率と削減効果額については次のとおりです。

## ○令和6年度ジェネリック医薬品差額通知実績

- ① 通知対象者 : 10,000人※
  - ② 切替数 : 1,171人
  - ③ 切替率 : 18.1% (令和6年9月調査)
  - ④ 削減効果額 : **998,000円の減**

※生活習慣病や慢性疾患に処方される先発医薬品を服用している被保険者で、1か月当たりの自己負担額の差額が大きく、年齢の低い方が対象です。

### 通知書のイメージ図(A4サイズ)

### （3）医療費通知

被保険者に健康意識を高めていただくため、医療機関でかかった医療費の額を年に1回（1月下旬に）お知らせしております。通知には、「診療年月」「医療機関名称」「診療区分」「日数」「医療費総額」「自己負担相当額」「食事療養費」などを記載しております。

## 医療費通知書のイメージ拡大図(A4サイズ)

後期高齢者医療制度 医療費のお知らせ								
被保険者番号 99999999		対象期間 令和6年11月～令和7年10月		医療費控除申告見込額 (④+⑤)				
①診療年月	②医療機関名称	③診療区分	④ 日数	⑤ 医療費総額(円)	⑥ 自己負担 相当額(円)		食事療養・生活療養費	
					⑦回数	⑧費用額(円)	⑨標準負担額(円)	
令和6年11月～令和6年12月診療分の合計額								
令和7年1月～令和7年10月診療分の合計額 ( 確定申告用自己負担額 )								
令和6年11月 ○○医院	医科外来	30	348,420	15,000	90	61,070	9,000	
令和6年12月 ○○医院	医科外来	31	359,760	15,000	93	59,100	9,300	
令和7年1月 ○○医院	医科入院	31	359,760	15,000	93	59,100	9,300	

## 5. 広報事業

広域連合では、被保険者に資格確認書や保険料決定通知書を郵送する際に、制度に関するお知らせのリーフレットを同封するほか、各医療機関や各市町村に依頼してポスターを掲示するなど、様々な広報活動を行っています。



宮城県後期高齢者医療広域連合

①

リーフレット(令和7年3月)  
A4サイズ相当6ページ両面  
4~7月年齢到達者分  
資格確認書に同封  
(19,000部)



宮城県後期高齢者医療広域連合  
令和7年4月発行

冊子(令和7年3月)  
A4サイズ (28ページ)  
市町村の窓口へ設置  
(15,500部)



宮城県後期高齢者医療広域連合

①

リーフレット(令和7年5月)  
B4サイズ相当4ページ両面  
保険料額決定通知書に同封  
(317,000部)



ポスター(令和7年5月)  
A2サイズ  
市町村窓口・医療機関に掲示  
(5,700部)



リーフレット(令和7年6月)  
A4サイズ相当6ページ両面  
年次更新時及び8月以降  
年齢到達者分資格確認書に同封  
(378,000部)



# Ⅲ 令和7年度予算

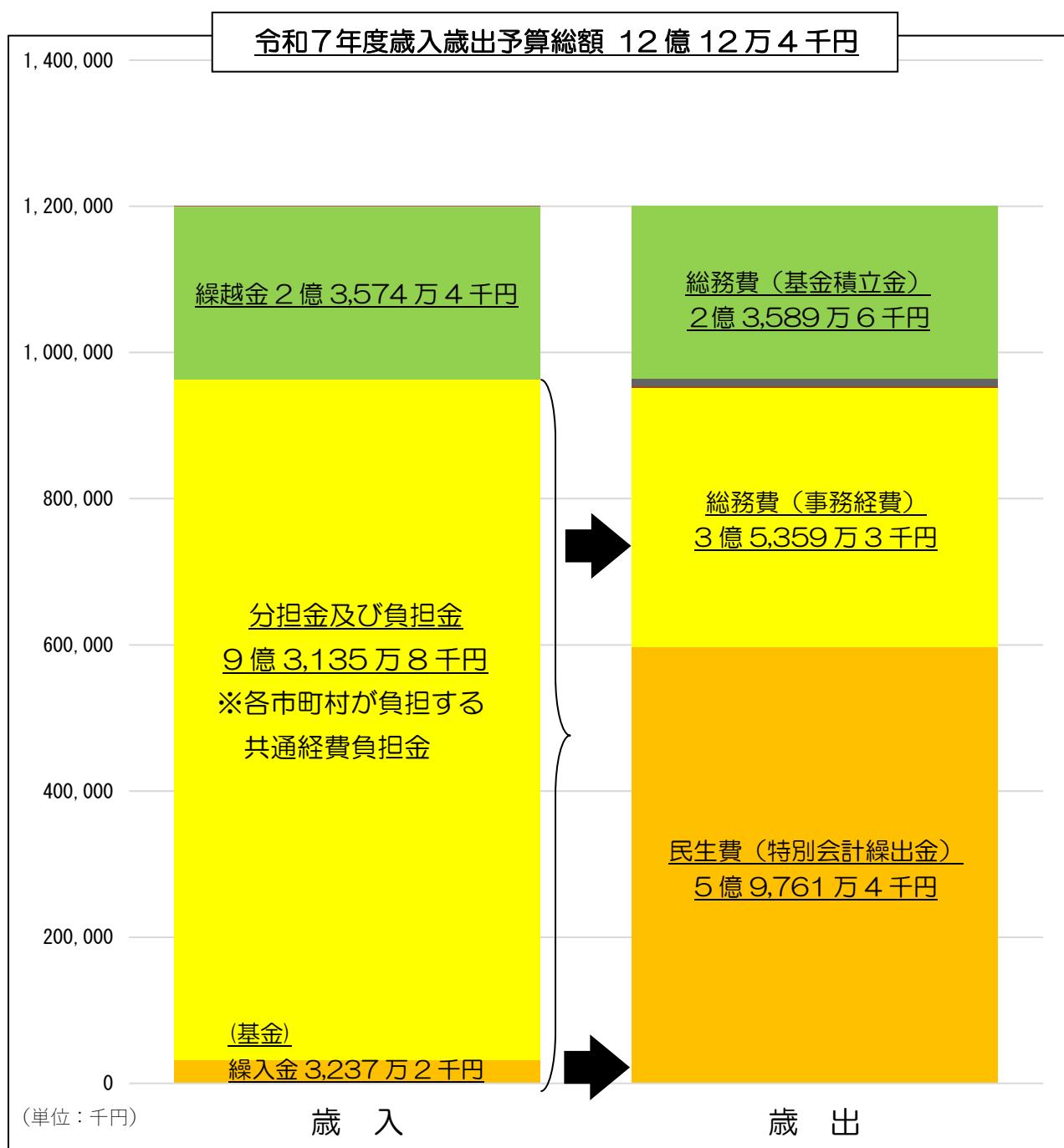
---

被保険者の皆様の保険料や県内各市町村の負担金などを財源とする広域連合は、保険者として「安心医療の確保」と「制度の安定運営の確保」の2つを基本として制度運営の充実を図っています。

## 1. 一般会計予算（令和7年8月31日現在）

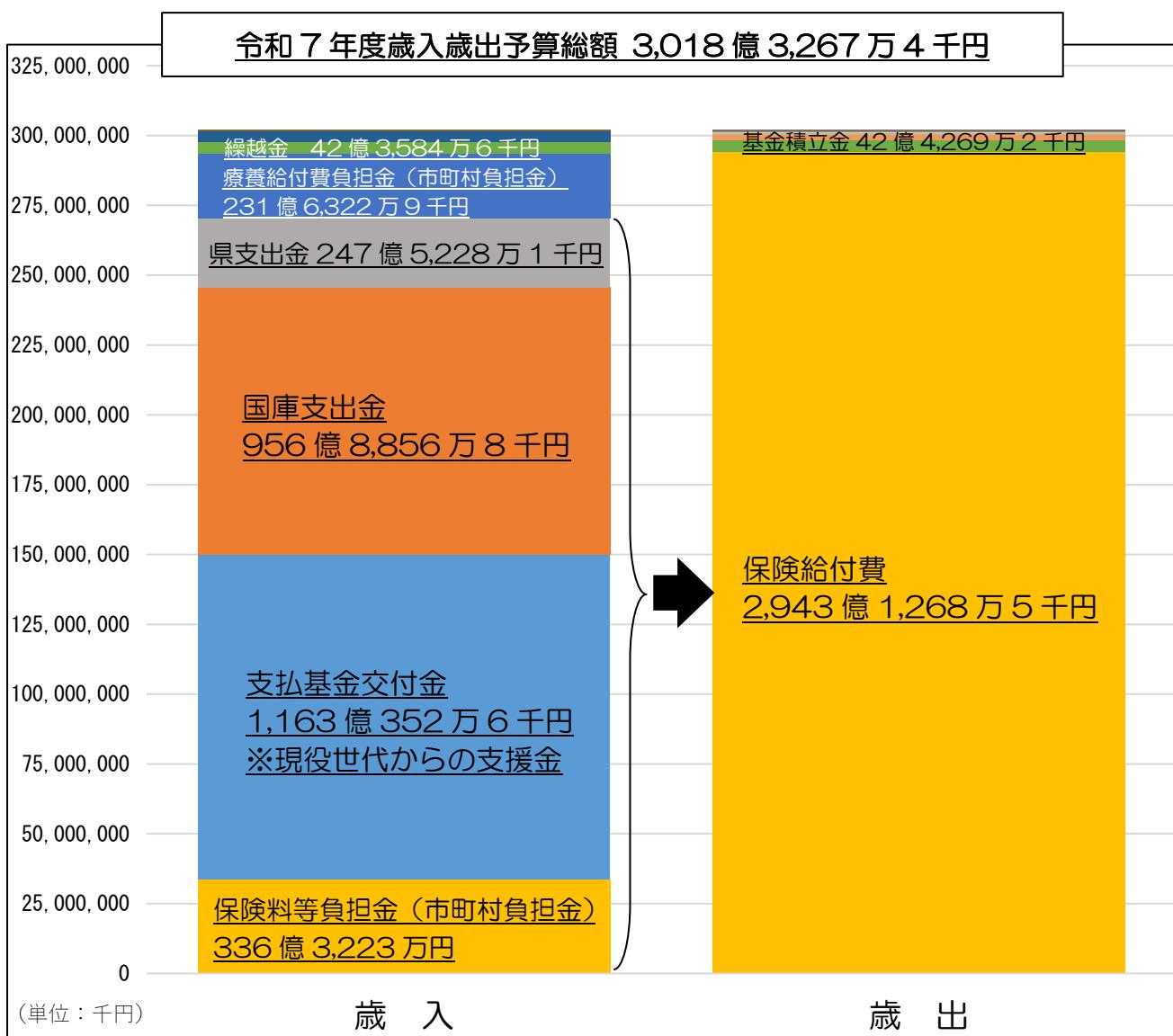
一般会計予算には、議会費、広域連合事務局運営に係る事務経費（市町村からの派遣職員の人物費負担金、事務所使用料、内部情報系システム保守業務委託料等）、特別会計繰出金に要する経費を計上しています。

これらの経費は、県内35市町村が負担する共通経費負担金により賄われています。



## 2. 後期高齢者医療特別会計予算（令和7年8月31日現在）

特別会計予算には、医療給付費や健康診査などの保健事業に要する経費を計上しており、保険給付費が歳出の大部分（約97.5%）を占めています。保険給付費は、公費（国・県・市町村）、現役世代からの支援金及び被保険者の保険料により賄われています。



（その他の歳入及び歳出）

歳 入		歳 出	
繰入金（基金繰入金）	37億518万2千円	保健事業費（健康診査費等）	17億5,328万8千円
諸収入（第三者納付金等）	1億9,092万7千円	総務費（資格確認書作成経費、広報周知経費等）	6億1,570万7千円
特別高額医療共同事業交付金	1億5,403万9千円	諸支出金（保険料還付金等）	2億5,766万9千円
財産収入（基金運用収入）	684万5千円	支払基金拠出金	2億3,000万1千円
財政安定化基金	1千円	予備費	2億1,000万円
		特別高額医療共同事業拠出金	2億709万円
		公債費（一時借入金利子）	354万2千円

『令和7年度版 後期高齢者医療の事業概要』

作 成 宮城県後期高齢者医療広域連合

所在地 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3

宮城県自治会館9階

連絡先 宮城県後期高齢者医療広域連合 総務課

TEL 022-266-1026 /FAX 022-266-1031

E-mail [info@miyagi-kouiki.jp](mailto:info@miyagi-kouiki.jp)